

修正対象物品の令和3年度における輸入数量

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の8第4項の規定に基づき、令和3年度の初日等から令和3年5月31日までの修正対象物品の各輸入数量を下記のとおり公表する。

記

1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（日豪EPA）

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	141,700 トン	18,267 トン	123,433 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	206,700 トン	26,681 トン	180,019 トン

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP（TPP11））（牛肉以外）

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
4	豚肉	オーストラリア	807 トン	152 トン	655 トン
5	豚肉	カナダ	273,815 トン	41,728 トン	232,087 トン
6	豚肉	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
8	豚肉	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
10	豚肉	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
13	豚肉	メキシコ	121,501 トン	21,496 トン	100,005 トン
14	豚肉調製品	オーストラリア	9 トン	2 トン	7 トン
15	豚肉調製品	カナダ	33 トン	0 トン	33 トン
16	豚肉調製品	シンガポール	3 トン	0 トン	3 トン
18	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
20	豚肉調製品	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
23	豚肉調製品	メキシコ	0 トン	0 トン	0 トン
24	ホエイ（乳たんぱく質25%未満）	発効国全体	6,000 トン	0 トン	6,000 トン
25	ホエイ（乳たんぱく質25%以上45%未満）	発効国全体	5,333 トン	49 トン	5,284 トン
26	オレンジ	発効国全体	41,000 トン	※トン	-トン
27	SPF製材	カナダ	1,667,500 m ³	147,267 m ³	1,520,233 m ³
28	パーティクルボード	ニュージーランド	68,300 m ³	5,907 m ³	62,393 m ³
29	OSB等	カナダ	237,500 m ³	23,102 m ³	214,398 m ³
31	合板	ベトナム	219,000 m ³	26,763 m ³	192,237 m ³
33	針葉樹合板	カナダ	7,300 m ³	0 m ³	7,300 m ³
35	針葉樹合板	ニュージーランド	63,600 m ³	482 m ³	63,118 m ³

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日欧EPA)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
38	豚肉	欧州連合	380,267 トン	52,356 トン	327,911 トン
39	豚肉調製品	欧州連合	4,731 トン	574 トン	4,157 トン
40	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	欧州連合	2,767 トン	151 トン	2,616 トン
41	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	欧州連合	2,400 トン	8 トン	2,392 トン
42	オレンジ	欧州連合	2,000 トン	※トン	-トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
45	豚肉	アメリカ合衆国	299,978 トン	47,135 トン	252,843 トン
46	豚肉調製品	アメリカ合衆国	2,155 トン	134 トン	2,021 トン
47	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	アメリカ合衆国	1,175 トン	0 トン	1,175 トン
48	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	アメリカ合衆国	1,050 トン	20 トン	1,030 トン
49	オレンジ	アメリカ合衆国	38,950 トン	※トン	-トン

5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(日英EPA)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
52	豚肉	英国	381,129 トン	52,452 トン	328,677 トン
53	豚肉調製品	英国	4,731 トン	574 トン	4,157 トン
54	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	2,767 トン	151 トン	2,616 トン
55	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	2,400 トン	8 トン	2,392 トン
56	オレンジ	英国	2,000 トン	※トン	-トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1の項番号。
- ・1の項及び2の項の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。
- ・3の項、37の項、44の項及び51の項(牛肉)は、別途公表。
- ・52の項の輸入数量には38の項の輸入数量、53の項の輸入数量には39の項の輸入数量、54の項の輸入数量には40の項の輸入数量、55の項の輸入数量には41の項の輸入数量、56の項の輸入数量には42の項の輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。
- ※26の項、42の項、49の項及び56の項(オレンジ)は、12月1日から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を公表(関税暫定措置法施行令第19条の9)。